

法人等農業参入支援会議設置規程

(目的)

第1条 新規法人等（以下「法人等」という。）が、円滑に農業に参入できるよう支援することを目的として、法人等農業参入支援会議（以下「参入支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 参入支援会議は、法人等が千葉市内で農業に参入するため、次に掲げる支援を行う。

- (1) 事業計画の作成
- (2) 農地の確保
- (3) その他、農業参入するために必要な事項

(構成)

第3条 参入支援会議は、千葉みらい農業協同組合、企業立地課、農地活用推進課、農業経営支援課、農業生産振興課、農政課によって構成され、構成員は別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 参入支援会議は、農地活用推進課農地保全班が主宰する。

- 2 参入支援会議は、必要があると認めるとき、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

構 成 員

所 属	役 職 名 等
千葉みらい農業協同組合担い手対策課	係長
農地活用推進課	農地保全班主査
企業立地課	立地推進班主査
農業経営支援課	担い手育成班主査
農業生産振興課	持続型農業推進班主査
農政課	企画班主査